

第4章 通 勤 手 当

第1 性 格

通勤手当は、通勤のために交通機関等を利用する場合、その運賃等の経費が職員の生計に及ぼす圧迫を緩和しようとするための手当であり、扶養手当等と同様、生活補助給的な性格を有している。また、実際の運賃等の負担に応じて支給額が定められていることから実費弁償的色彩の強い性格を有するため、所得税法上一定額が非課税として取り扱われる。

第2 認定事務の手続

1 届 出

職員は新たに条例第13条の6の規定により通勤手当の支給要件を具備することとなった場合は、その通勤の実情その他の事項を総務事務システムの通勤届に入力することにより、速やかに認定権者に届け出なければならない。

また、通勤手当の支給を受ける職員が、次に該当することとなった場合にも同様とする。

なお、通勤手当の認定に必要な添付書類（P43 別表）は、原則として総務事務システムの通勤届入力時に添付すること。

（注）特別な事情があるときは、総務事務システムによらず、紙で提出することもできるため総務事務センターと協議すること。

根拠：通勤規則第3条

- （1）人事異動の発令（昇任、兼務・免除、校名変更等を含む。）があった場合
- （2）住居又は勤務公署に変更があった場合
- （3）住居から勤務公署までの通勤経路又は方法に変更があった場合
- （4）通勤のため負担している運賃又は料金の額に変更があった場合
- （5）（2）（3）により通勤手当の支給を受けることができなくなった場合

（注1）「通勤」とは、職員が住居と勤務公署との間を往復することをいう。

なお、公署に支所、分室、その他これらに類するものが設置されているときは、これらに勤務する職員についてはそれらをもって勤務公署とする。

根拠：通勤規則第2条第1項

（注2）徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離及び自動車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さをいう。

根拠：通勤規則第2条第2項

（注3）人事異動の発令により支給要件を欠くに至った場合においても通勤届を提出するものとする。

2 認定及び支給額の決定

- （1）認定権者は、職員から通勤届の届出があったときは、その届出に係る事実を定期券の提示等の方法により確認し、その者が条例第13条の6第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の月額を決定し、又は改定するものとする。

なお、認定に用いた経路図について、総務事務システムに添付するので、所属長及び職員は内容を確認すること。

根拠：通勤規則第4条

- （2）所属長は、通勤手当の支給を受けている職員について、支給要件を具備しているかどうか及び手当の月額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により随時確認すること。

根拠：通勤規則第 17 条

(注) 届出の内容が通勤の事実と一致しない場合には、支給額の改定又は支給停止の措置をとることがある。

3 結果の登録

認定権者が通勤手当を認定したときは、その認定に係る事項を総務事務システムに登録する。

根拠：通勤規則第 4 条第 2 項

4 その他

休暇、出張、欠勤その他の事由により月の初日から末日まで通勤しないことがあらかじめ見込まれる場合や、その後復帰した場合については、所属長が認定権者に報告しなければならない。

根拠：通勤規則第 16 条

第 3 認 定 基 準

1 支 給 要 件

職員が通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、かつ、運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする場合及び通勤のため自己の自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする場合であって、職員の住居と勤務公署間の通勤距離が片道 2 km 以上である場合に支給する。
(※徒歩での距離が片道 2 km 以上なければ支給できない。)

根拠：給与条例第 13 条の 6 第 1 項

以下条例に定められた区分にしたがって詳述する。

(1) 交通機関等を利用する場合

住居と勤務公署との間を、その者が徒歩で通勤するものとした場合において、一般に利用しうる最短距離が片道 2 km 以上であって、常時通勤のため、列車、バス、船等を利用し、かつ、運賃等を支払っているとき。

根拠：給与条例第 13 条の 6 第 1 項第 1 号

(2) 自動車等を使用する場合

住居と勤務公署との間を、その者が徒歩で通勤するものとした場合において、一般に利用しうる最短距離が片道 2 km 以上であって、自動車その他原動機付の交通用具及び自転車を使用して通勤しているとき。

根拠：給与条例第 13 条の 6 第 1 項第 2 号
通勤規則第 9 条

(3) 交通機関等と自動車等を併用する場合

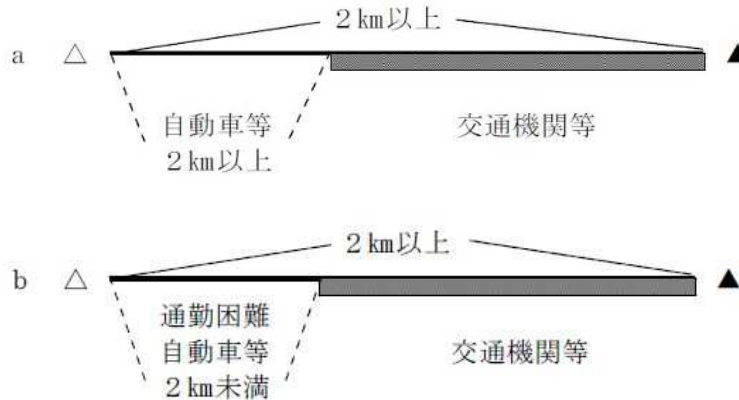
交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とするとき（「(4) 支給要件の特例」に該当しない職員で、総通勤距離が片道 2 km 未満である場合を除く。）。

根拠：給与条例第 13 条の 6 第 1 項第 3 号
通勤規則第 8 条の 4

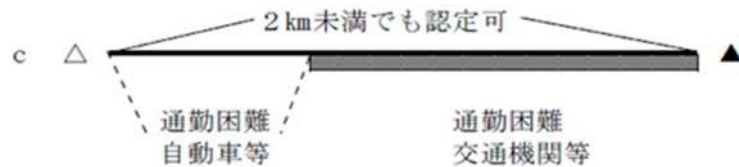
具体的には次図のとおりである。

《規則第8条の4第1号により支給される者の例》

自動車等の使用距離が片道2km以上、又は片道2km未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員



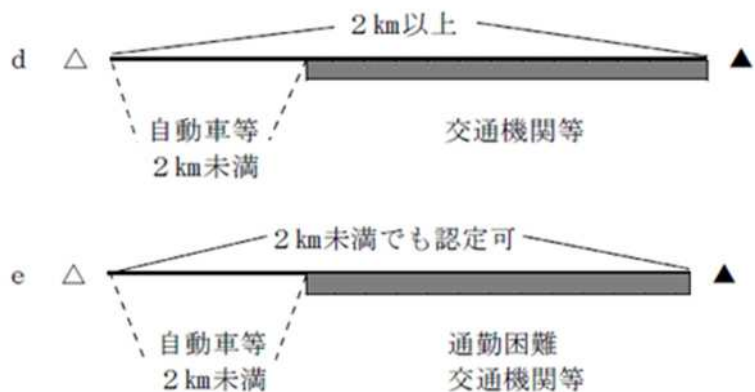
(例) 住居が離島にあり、舟艇（片道2km未満）及びバスで通勤している場合



(例) 身体障がいのため歩行が著しく困難な職員が、離島から舟艇及びバスで通勤している場合

《規則第8条の4第2号により支給される者の例》

1か月当たりの運賃等相当額が2,500円以上である場合



f 前記図例a及びbの場合のうち、通常徒歩による距離内にある交通機関等を利用するもので、運賃等相当額が2,500円以上である者

《規則第8条の4第3号により支給される者の例》

1か月当たりの運賃等相当額が2,500円未満である場合

g 前記図例d及びeの場合のうち、運賃等相当額が2,500円未満である者

h 前記図例a及びbの場合のうち、通常徒歩による距離内にある交通機関等を利用するもので、運賃等相当額が2,500円未満である者

(4) 支給要件の特例

通勤距離が2km未満の場合であって、次のいずれかに該当する職員が常時通勤のため交通機関等又は自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難であり、かつ、これを利用し運賃等を支払っているとき又は使用しているとき。

- a 住居又は勤務公署のいずれかが離島等にある職員
- b 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第二に掲げる程度の身体障がいのため歩行することが著しく困難な職員（この場合、身体障害者手帳、医師の証明書を届出の際提出すること。）

根拠：通勤規則第5条

(5) 留意事項等

- ①「交通機関」とは、鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車、船舶その他これらに類する施設で運賃を徴して交通の用に供するものをいい、運賃には入場料金、急行料金、特別急行料金等は含まれない。
- ②「勤務公署」とは、職員の出勤が確認される場所（出勤が確認される場所が二以上あるときは、勤務公署の出入口から最も離れた場所にあるものとする。）をいうものとし、次に掲げるものも「勤務公署」とする。
 - (イ) 兼務の場合は、兼務校及び本務校のそれぞれを勤務公署とする。
 - (ロ) 職員が長期間の研修等のための旅行をする場合であって、当該研修等が月の初日から末日までの期間の全日数にわたるときにおける当該研修等に係る施設を含むものとする。ただし、当該職員が当該施設等に宿泊している場合等であって、通勤していると認められないときは、この限りではない。
- ③「一般に利用しうる最短距離」とは、職員が通常利用する住居の出入口から勤務公署において出勤が確認される場所までの間において、通常一般の者が利用する経路で、可能な限り直線的に結ぶ経路の長さをいう。
- ④距離の測定に当たっては、国土地理院が提供する電子地図その他の地図又はこれらの地図に係る測量法（昭和24年法律第188号）第29条若しくは第30条第1項の規定に基づく国土地理院の長の承認を経て提供された電子地図その他の地図（いずれも縮尺5万分の1以上のものに限る。）を用いて行うことができるものとする。

ただし、この測定は実測に優先するものではない。
- ⑤自動車等の使用距離については、実測又は④の方法により確認すること。
- ⑥交通機関等利用者及び自動車等使用者で通勤距離が片道2.5km未満の場合については、交通機関や自動車等を利用・使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の片道の距離を実測又は電子地図を用いる方法により確認すること。この場合において、電子地図を用いる方法は実測に優先するものではない。

2 特別料金等の加算額の支給要件

職員が特急列車を利用して通勤し、かつ、下記の支給要件に該当する場合は、通常の通勤手当額（ただし1か月あたり86,000円を超えるときは86,000円／月）に特急料金の全額を加算して支給することができる。

また、職員が高速道路等（高速道路、宇佐別府道路、日出バイパス。以下同じ。）を利用して通勤し、かつ下記の支給要件に該当する場合は、通常の通勤手当に、特別料金として高速道路等の通行料金に相当する額を加算して支給することができる。

なお、ETCの利用を原則とし、やむを得ない事由によりETCの設置・利用ができない場合には事前に教育人事課と協議し、通勤届の特記事項にその旨を記載すること。

根拠：給与条例第13条の6第3項

(1) 特急列車を利用する場合

特急列車の利用距離が 40 km 以上となる職員

根拠：通勤規則第 12 条

なお、上記職員のうち列車運行の都合によりやむを得ず片道のみ特急列車を利用する職員についても、支給要件に該当するものとして取り扱う。

(注 1) 運行の都合とは、通常の勤務時間帯に利用できる特急列車がない場合をいい、往復とも利用可能な特急列車がある場合及び自己都合により片道しか利用しない場合等は該当しないので注意すること。

(注 2) 特急列車の利用距離は、J R の営業キロとする。

(2) 高速道路等を利用する場合

① 高速道路等の利用距離が 40 km 以上となる職員

根拠：通勤規則第 12 条

② 以下 (a ~ j) に掲げる者で、その利用に係る通行料金を負担することを常例とし、かつ、これを利用しない場合の片道の通勤距離が 40km 以上となる職員

- a 大分自動車道「別府インターチェンジ」から宇佐別府道路「宇佐インターチェンジ」までの全区間を通勤のため往復とも利用する者
- b 大分自動車道「別府インターチェンジ」から「米良インターチェンジ」までの全区間を通勤のため往復とも利用する者
- c 大分自動車道「大分インターチェンジ」から宇佐別府道路「安心院インターチェンジ」までの全区間を通勤のため往復とも利用する者
- d 大分自動車道「大分インターチェンジ」から「湯布院インターチェンジ」までの全区間を通勤のため往復とも利用する者
- e 大分自動車道「大分インターチェンジ」から「津久見インターチェンジ」までの全区間を通勤のため往復とも利用する者
- f 大分自動車道「大分インターチェンジ」から「臼杵インターチェンジ」までの全区間を通勤のため往復とも利用する者
- g 大分自動車道「大分インターチェンジ」から宇佐別府道路「大分農業文化公園インターチェンジ」までの全区間を利用し、かつ国道 10 号ふるさと林道豊後高田山香線山香入口交差点を通過する全区間を通勤のため往復とも利用する者
- h 大分自動車道「宮河内インターチェンジ」から「佐伯インターチェンジ」までの全区間を通勤のため往復とも利用する者
- i 大分自動車道「大分光吉インターチェンジ」から「津久見インターチェンジ」までの全区間を通勤のため往復とも利用する者
- j 大分自動車道「別府インターチェンジ」から宇佐別府道路「院内インターチェンジ」までの全区間を通勤のため往復とも利用する者

③ 高速道路等を併用する場合で、空港道路と高速道路の合計利用距離が 40 km 以上となる職員

(注 1) a ~ j を利用する場合は、その利用経路図に、利用しない場合の最短経路を加えて、届出の際に提出すること。

(注 2) 国道 10 号日出バイパス（速見インターチェンジ～日出インターチェンジ (9.0 km)）及び国道 213 号日出バイパス（日出インターチェンジ～空港道路藤原ジャンクション (2.5 km)）については、通勤手当の認定における高速道路等を含むものとする。

(注 3) 高速道路等を利用する場合の距離は、料金所間の区間距離とする。

ただし、次の区間を利用する場合の利用距離は次のとおりとする。

- ・ 空港道路藤原ジャンクション～杵築インターチェンジまで 5.4 km
- ・ 空港道路杵築インターチェンジ～安岐インターチェンジまで 8.1 km
- ・ 空港道路安岐インターチェンジ～終点まで 4.2 km
- ・ 別府宇佐道路宇佐インターチェンジ～国道 10 号接続地まで 4.5 km

第 4 支 給 額

1 支 給 額

$$\text{支給額} = \text{通常の通勤手当額} + \text{特別料金等の加算額}$$

※通常の通勤手当額

交通機関の運賃等相当額（その者の通行期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額）や自動車等の使用距離区分に応じて定めた額

なお、1 か月当たりの支給限度額は 86,000 円とする。

※特別料金等の加算額

- ・ 高速道路等の利用料金に相当する額
- ・ 特急列車の特別料金の全額

2 通常の通勤手当額及び特急列車を利用する場合の特別加算額

(1) 交通機関のうち特急列車を利用する場合

特急列車を利用しないものとして下記(2)により算出した通常の通勤手当額に、特急列車の利用区間にかかる通行期間の月数（通常は 6 か月）の特急料金の定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額）を加算し、一括支給する。

根拠：給与条例第 13 条の 6 第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号
通勤規則第 8 条

(2) 特急列車以外の交通機関を利用する場合

- ① 交通機関等が定期券を発行している場合で定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる場合は、当該交通機関等の利用区間にかかる通行期間の月数（通常は 6 か月）の定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額）とする。

ただし、上記価額を通行期間の月数で除して得た額が 86,000 円を超えるときは、86,000 円に通行期間の月数を乗じて得た額とする。

根拠：通勤規則第 8 条第 1 項第 1 号

(注) ただし、上記による定期券の支給単位期間が終了する月の前月以前に、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当することが、当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、支給単位期間を定めることができる。

- a 地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項の規定による退職その他の離職をすること。
- b 地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、外国機関等派遣条例第 2 条第 1 項若しくは公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。
- c 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。

- d 勤務形態の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- e 長期間の研修等のための旅行をしている場合であって、当該研修等が月の初日から末日までの期間の全日数にわたることにより当該研修等に係る施設が規則第2条第1項の「勤務公署」とされているときにおける当該研修等の終了。
- f a～eの事由に準ずるものとして人事委員会が定める事由

※その他必要があると認める場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、支給単位期間を定めることができる。

根拠：通勤規則第15条の3第2項

- ② 交通機関等が定期券を発行している場合で定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められない場合や交通機関等が定期券を発行していない場合は、当該交通機関等の利用区間についての通勤21回分の運賃等の額とする。（当該利用区間に回数券が設定されている場合は、現金利用と回数券価額と比較して最も低廉になる方とする。）

その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

なお、交替制勤務者及び在宅勤務等手当を支給される職員等にあつては、平均1か月当たりの通勤所要額回数分による。

この場合、所要回数の割り出しは、年間を通じた通勤所要回数の12分の1の回数によるものとする（1円未満の端数があるときは、その端数は切り上げる）。年間を通じて通勤に要することとなる回数は年間執行計画、昨年度実績、4～5月実績による年間見通し等、客観的、合理的な方法で算出するものとする。

根拠：通勤規則第8条第1項第2号

（問） 2,500円で11枚の回数券があり、片道1枚を必要とする場合の手当月額はいくらになるか。

（答） $2,500 \text{ 円} / 11 \text{ 枚} \times 21 \text{ 日} \times 2 \text{ 枚} = 9,545 \text{ 円} 45 \text{ 銭}$

◎通勤手当の月額 9,545円

（問） 1週間のうちで、A公署（自宅から14km）に3日間、B公署（自宅から25km）に2日間をそれぞれバスで通勤している場合の通勤手当はどのように算出すべきか。

（答） 兼務職員で日を異にして一定の割合で通勤する場合は、それぞれの勤務公署に通勤するためにそれぞれ1か月に要する運賃等の額を合算したものによるべきものと解される。

したがって、設例の場合は、A公署及びB公署のそれぞれ1か月の通勤回数（1年間の通勤所要回数÷12月）で算定した額の合算によるものとし、合算後の額が86,000円を超えるときは86,000円とする。

※1年間の通勤所要回数には、祝日法による休日及び年末年始の休日を含む。

- ③ 交替制勤務者等で割り振られた正規の勤務時間が深夜に及ぶため往路と帰路を異にする場合及び往路と帰路の通勤方法を異にする場合には、往路及び帰路の交通機関等について前記①及び②による額との均衡を考慮して、それらの算出方法に準じて算出した額とする。

根拠：通勤規則第8条第2項

(例1) 一の普通交通機関等利用者

J R利用 A 駅～B 駅間

運賃等相当額 通常の通勤定期 6 か月 38,490 円

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
J R	通常 6 箇月定期券 38,490 円					
手当支給額	38,490					

J R	6,415	6,415	6,415	6,415	6,415	6,415
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額 (86,000 円以下)

(例2) 二以上の普通交通機関等利用者

J R利用 C 駅～D 駅間

バス利用 片道 210 円区間

運賃等相当額 J R 通常の通勤定期 6 か月 38,770 円

バス回数券 2,100 円 / 11 枚 × 21 日 × 2 回

= 8,018 円 (1 円未満切り捨て)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
J R	通常 6 箇月定期券 38,770 円					
バ ス	8,018	8,018	8,018	8,018	8,018	8,018
手当支給額	46,788	8,018	8,018	8,018	8,018	8,018

J R	6,461.6	6,461.6	6,461.6	6,461.6	6,461.6	6,461.6
バ ス	8,018	8,018	8,018	8,018	8,018	8,018
手当支給額	14,479.6	14,479.6	14,479.6	14,479.6	14,479.6	14,479.6

運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額の合計額 (86,000 円以下)

(3) 自動車等を使用する場合

自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車の使用者については、次表に定める額を支給する。

根拠：給与条例第 13 条の 6 第 2 項第 2 号
通勤規則第 8 条の 2

(規則別表)

片道の使用距離		支給額
2 km 以上	4 km 未満	2,500 円
4 km 以上	7 km 未満	4,500 円
7 km 以上	10 km 未満	7,000 円
10 km 以上	15 km 未満	9,700 円
15 km 以上	20 km 未満	13,100 円
20 km 以上	25 km 未満	16,400 円
25 km 以上	30 km 未満	20,000 円
30 km 以上	35 km 未満	23,100 円
35 km 以上	40 km 未満	26,000 円
40 km 以上	45 km 未満	28,500 円
45 km 以上	50 km 未満	30,900 円
50 km 以上	55 km 未満	33,900 円

55 km以上	60 km未満	37,000円
60 km以上	65 km未満	40,600円
65 km以上	70 km未満	44,700円
70 km以上	75 km未満	48,700円
75 km以上	80 km未満	51,700円
80 km以上	85 km未満	54,700円
85 km以上	90 km未満	57,600円
90 km以上		60,000円

(4) 交通機関等（交通機関又は有料の道路）と自動車等を併用している場合

次の区分に応じて、それぞれの手当額を支給する（第3の1の(3)を参照のこと。）。

根拠：給与条例第13条の6第2項第3号

通勤規則第8条の4

① 規則第8条の4第1号に該当する者で特急列車を利用する場合

（自動車等の使用距離が2 km以上、又は自動車等の使用距離が片道2 km未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である場合で、かつ、特急列車を使用する場合）

特急料金を負担しないものとした場合に次により算出した通勤手当の額に、特急料金の額を加算した額を手当の支給月額とする。

当該交通機関等の利用区間にかかる通行期間の月数（通常は6か月）につき、その者の通行期間の通勤に要する運賃等相当額に、自動車等の使用距離区分に応じて定められた額を加算した額を手当の支給月額とする。

ただし、当該合計額を通行期間の月数で除して得た額が86,000円を超えるときは、86,000円に通行期間の月数を乗じて得た額に、特急料金の額を加算した額を手当の支給月額とする。

〔例 1〕 併用の合計額（特急料金を除く）が 1 か月当たり 86,000 円を超えないとき



	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	半年間 の合計
6 か月通勤定期券代 (a)	225,060						225,060
6 か月特急定期券代 (b)	173,020						173,020
自動車手当額 (c)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	15,000

J R 通勤定期券 (1 か月あたり) (a) / 6 = (d)	37,510.0	37,510.0	37,510.0	37,510.0	37,510.0	37,510.0	225,060
自動車 (c)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	15,000
J R 通勤定期券と 自動車の合計 (d) + (c) = (e)	40,010.0	40,010.0	40,010.0	40,010.0	40,010.0	40,010.0	240,060

支給限度額※ (f)	86,000	86,000	86,000	86,000	86,000	86,000	516,000
------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------

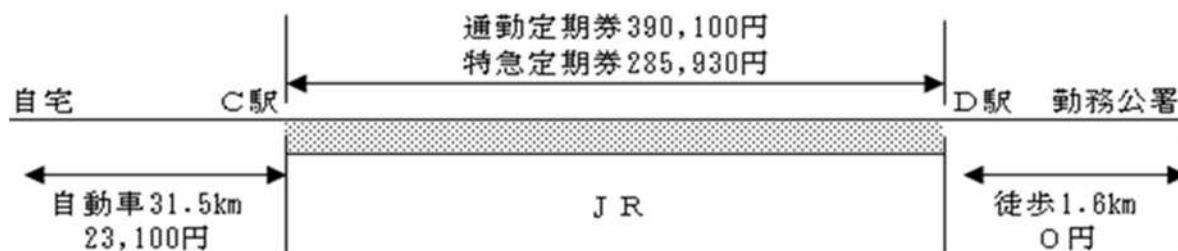
※支給限度額（J R 通勤定期券と車の合計額）は 86,000 円

(e) ≥ 86,000 円のと き・・・(f)	40,010	40,010	40,010	40,010	40,010	40,010	240,060
(e) < 86,000 円のと き・・・(e)							

最終的な通勤手当額 (a + b + c)	400,580	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	413,080
--------------------------	---------	-------	-------	-------	-------	-------	---------

〔例2〕 併用の合計額（特急料金を除く）が1か月当たり86,000円を超えるとき

（J Rの通勤定期券の価額は1か月当たり86,000円を超えないが、J R通勤定期券及び自動車の合計額が1か月当たり86,000円を超えるとき）



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	半年間の合計
6か月通勤定期券代 (a)	390,100						390,100
6か月特急定期券代 (b)	285,930						285,930
自動車手当額 (c)	23,100	23,100	23,100	23,100	23,100	23,100	138,600

J R通勤定期券 (1か月あたり) (a) ÷ 6 = (d)	65,016.7	65,016.7	65,016.7	65,016.7	65,016.7	65,016.7	390,100
自動車 (c)	23,100	23,100	23,100	23,100	23,100	23,100	138,600
J R通勤定期券と 自動車の合計 (d) + (c) = (e)	88,116.7	88,116.7	88,116.7	88,116.7	88,116.7	88,116.7	528,700

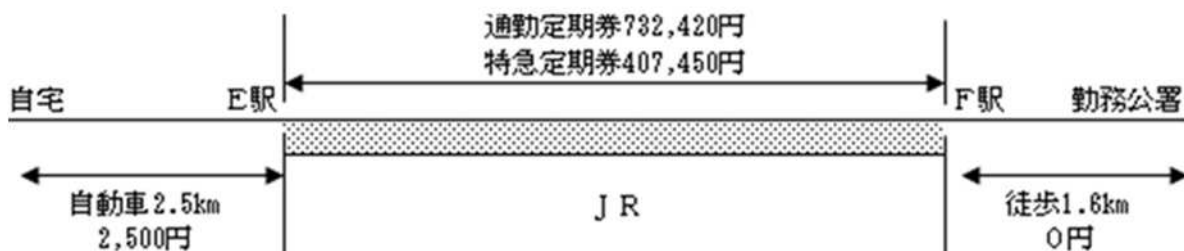
支給限度額※ (f)	86,000	86,000	86,000	86,000	86,000	86,000	516,000
------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------

※支給限度額（J R通勤定期券と車の合計額）は86,000円

(e) ≥ 86,000 円のと き・・・(f)	86,000	86,000	86,000	86,000	86,000	86,000	516,000
(e) < 86,000 円のと き・・・(e)							

最終的な通勤手当額	801,930	0	0	0	0	0	801,930
-----------	---------	---	---	---	---	---	---------

[例3] 併用の合計額（特急料金を除く）が1か月当たり86,000円を超えるとき
（JRの通勤定期券の価額が1か月当たり86,000円を超えるとき）



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	半年間の合計
6か月通勤定期券代 (a)	732,420						732,420
6か月特急定期券代 (b)	407,450						407,450
自動車手当額 (c)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	15,000

JR通勤定期券 (1か月あたり) (a) / 6 = (d)	122,070.0	122,070.0	122,070.0	122,070.0	122,070.0	122,070.0	732,420
自動車 (c)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	15,000
JR通勤定期券と 自動車の合計 (d) + (c) = (e)	124,570.0	124,570.0	124,570.0	124,570.0	124,570.0	124,570.0	747,420

支給限度額※ (f)	86,000	86,000	86,000	86,000	86,000	86,000	516,000
------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------

※支給限度額（JR通勤定期券と車の合計額）は86,000円

(e) ≥ 86,000 円のとき・・・(f)	86,000	86,000	86,000	86,000	86,000	86,000	516,000
(e) < 86,000 円のとき・・・(e)							

最終的な通勤手当額	923,450	0	0	0	0	0	923,450
-----------	---------	---	---	---	---	---	---------

- ② 規則第8条の4第1号に該当する者で特急列車以外の交通機関等を利用する場合
自動車等の使用距離が2km以上、又は自動車等の使用距離が片道2km未満であるが、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である場合で、
かつ、特急列車以外の交通機関を使用する場合

当該交通機関等の利用区間にかかる通行期間の月数（通常は6か月）につき、その者の通行期間の通勤に要する運賃等相当額に、自動車等の手当額を加算した額を手当の支給月額とする。

ただし、上記価額を通行期間の月数で除して得た額が86,000円を超えるときは、86,000円に通行期間の月数を乗じて得た額とする。

- ③ 規則第8条の4第2号に該当する者
（1か月当たりの運賃相当額が2,500円以上である場合）
交通機関等を利用する場合の例による。
- ④ 規則第8条の4第3号に該当する者
（1か月当たりの運賃相当額が2,500円未満である場合）
1か月につき2,500円を支給する。

3 高速道路等を利用する場合の特別料金等の加算額

実際に通勤のために高速道路等を利用した金額に応じて支給する。ただし、やむを得ない事由を除き、ETCの利用及びETCマイレージサービスの登録を原則とし、利用時に適用可能な割引を加味した金額を支給金額とする。

なお、通勤届の認定上は下記計算式により得られた額を認定額とする。

（計算式）

特別料金等の加算額＝片道の高速道路利用料金×42回

高速道路利用料金の割引を受けるためには、各自でETCマイレージサービスの登録が必要であるため、注意すること。

※参考：ETCの利用による割引制度 【割引対象】 高速道路等

＝平日朝夕割引＝

【割引条件】 ①入口または出口の料金所を午前6時～午前9時までの間または午後5時～午後8時までの間に通過すること。

②100kmを超える場合は100km分の料金に対して割引を適用。

③割引は、午前・午後それぞれ最初の1回のみ。

④ETCマイレージサービスに登録をしていること。

【割引率】 月の利用回数が10回以上の場合 50%

月の利用回数が5～9回の場合 30%

4 使用する定期券の通用期間が6か月を超える場合の支給額

使用する定期券の価額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(以下「6か月超定期券支給基本額」という。)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
券種	12か月定期券：120,000円											
通用期間の月数を除して得た額(端数切り捨て)	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
手当支給額	60,000円						60,000円					

☆4月支給額：10,000×6月=60,000円

☆10月支給額：10,000×6月=60,000円

ただし、当該定期券の通用期間に対応する各支給単位期間における6か月超定期券支給基本額の合計額が当該定期券の価額に満たない場合は、当該各支給単位期間のうち最初の支給単位期間にかかる額は、当該定期券の価額から他の支給単位期間における6か月超定期券支給基本額の合計額を差し引いて得た額とする。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
券種	12か月定期券：120,500円											
通用期間の月数を除して得た額(端数切り捨て)	10,041円	10,041円	10,041円	10,041円	10,041円	10,041円	10,041円	10,041円	10,041円	10,041円	10,041円	10,041円
手当支給額	60,254円						60,246円					

☆4月支給額：(10,041×6月)+8=60,254円

☆10月支給額：10,041×6月=60,246円

★端数：8円=120,500-{(10,041×6月)+(10,041×6月)}
4月～9月 10月～3月

第5 経路の認定と確認

1 通勤の経路及び方法

(1) 通勤の経路及び方法は「最も経済的かつ合理的」と認められるものでなければならない。

「最も経済的かつ合理的」とは、主として運賃、料金、時間、距離等の事情を総合的に考慮して、社会通念に従って、客観的に判断する。

この場合「経済的」とは、運賃、料金等が金銭的に低廉であることをいい、「合理的」とは、交通機関利用度、所要時間、エネルギーの消費等の事情を総合的に考慮して判断する。

さらに、交通機関の選定にあたっては、「通常徒歩によることを例とする距離内」においてのみ利用する交通機関は原則として認められない。

根拠：通勤規則第6条

(注1) 交通機関を利用する場合において2以上の通勤経路があり、いずれの利用条件も同様であり、かつ、合理的な通常の経路として認められるときは、負担すべき運賃がより低廉である交通機関によって運賃等相当額を算出する。

(注2) 二以上の種類を異にする交通機関等を乗り継いで通勤する職員の交通機関等のうち、その者の住居又は勤務公署から通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用する交通機関等は、原則として運賃等の額の算出の基礎となる交通機関等とすることができない。

- (2) 通勤の経路及び方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、割り振られた正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

根拠：通勤規則第7条

- (3) 自家用車等使用の場合について、通勤届の通勤距離と地図上で測定した距離に乖離があり、支給額が減額となる場合は、以下の取扱いによるものとする。

①届出した職員本人に総務事務センターから連絡し、通勤距離の再測定を指示。

②再測定後もなお支給額に影響する乖離がある場合は、所属長に対して総務事務センターから実測確認を依頼する。

※総務事務システムでは通勤届が所属長を経由しないため、総務事務センターが通勤届と経路図の写、実測証明書の様式を添付して当該所属に送付する。

③総務事務センターは、当該所属から実測確認に基づく実測証明書を受領後、手当認定を行う。

- (4) 大分市（旧野津原町を除く）と豊後大野市又は竹田市の間を通勤する場合は、中九州横断道路を利用する場合に限り中九州横断道路経由を認定経路として認めることができる。

なお、豊後大野市又は竹田市にある自宅又は勤務公署までの最短経路において大分市（旧野津原町を除く）を含む場合も、中九州横断道路を利用する場合に限り同様の取扱いとする。

※中九州横断道路利用の届出をする際は、必ず通勤届の特記事項に利用 IC を記載すること。

根拠：R6.3.26 教委教人第4470号

2 特急列車等を利用する場合の経路の認定

- (1) 特急列車や高速道路等を利用する場合の通勤の経路については、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものとする。

したがって、原則として、自宅又は勤務公署から最寄りの特急停車駅又は料金所等を利用することとして通勤の経路を認定すること。なお、最寄りの特急停車駅又は料金所等とは、原則として自宅又は勤務公署から距離的に最も近い所をいう。

根拠：通勤規則第13条

- (2) 認定にあたって、要件を具備するに至った事実の生じた日については、通勤のため特急列車や高速道路等を利用することを常例とすることとなった日、要件を欠くに至った事実の生じた日については、通勤のため特急列車や高速道路等を利用することを常例としなくなった日とすること。

(注) 通勤のため特急列車や高速道路等を利用することを常例とするとは、(3)の場合を除き、通勤のため往復とも特急列車や高速道路等を利用することをいう。

根拠：通勤規則第13条

なお、認定後の確認において、通勤のため実際に利用した回数が、通勤のため利用すると仮定した場合の2分の1を超えていなければならないこと。

- (3) 特急列車を片道利用する場合は、通勤届（備考欄に片道利用区間及び往復の別を記載）の写し及び利用列車の運行状況等を記載した書類（様式任意）を添付して速やかに、総務事務センターに提出することとし、総務事務センターが教育人事課長の合議を受けること（日数が経過すると当該月の利用確認が困難となる場合があるので注意すること。）。

なお、認定後にあつては、認定簿の備考欄に片道利用区間及び往復の別を記載すること。

3 特急列車等を利用する場合の確認

(1) 特急列車を利用する場合

- ①特急定期券を利用する場合特急定期券購入時に、特急定期券の現物確認を行い、特急定期券の写しに現物確認を行った日付を記入し、署名する。

特急定期券の有効期間が終了する1か月前から有効期間の終了までの間に、所属長は特急定期券の現物確認を行い、特急定期券購入時に使用した特急定期券の写し（所属で保管している原本）に現物確認を行った日付を記入し、署名する。

※平成31年4月25日付け教委教人第468号通知参照

- ②回数券又は現金（利用の都度特急券を購入する等）を利用する場合

確認する月（以下「確認月」という。）の初日から末日までの利用分について毎月確認することとし、職員が購入した回数券又は特急券の領収書等を提示させ、その写しを保管しておくこと。

(2) 高速道路等を利用する場合

- ①ETCを設置する場合

確認月の初日から末日までの利用分について毎月確認することとし、WEBでのETC利用照会サービスにおける利用証明書又は利用明細により利用確認を行い、その写しを保管しておくこと。

- ②ETCを設置しない場合（やむを得ない事由により）

確認月の初日から末日までの利用分について毎月確認することとし、職員が利用した領収書等を提示させ、写しを保管しておくこと。

※なお利用確認の際は、高速道路における通行区間の通行止め等の有無を確認すること。

4 利用要件に達しなかった場合の取扱い

(1) 特急列車を利用する場合

特急定期券を利用する場合は、当該特急定期券の通用期間内に出勤した日については、通勤のため特急列車を利用したものとして利用回数を計算するが、利用の確認のできないもの（現金での利用で領収書等のないもの等）は原則として利用していないものとして取り扱うこと。

(2) 高速道路等を利用する場合

確認月の初日から末日までの間に通勤のため高速道路等を利用した合計金額が認定額と一致しなければ、確認月の翌々月の通勤手当額を調整し支給する。

（問）4月の高速道路の利用金額を確認したところ、認定額と一致しないことが判明した場合、4月の通勤手当額をどのように調整すればよいか。

特別料金等の加算額（認定額）

片道高速利用料金×42回＝1,460円×21日×2回＝61,320円

実際に利用した金額

730円×30回＋1,460円×16回＝45,260円

※21日を超えているのは週休日に勤務を命じられたため

4月の支給額＝通常の通勤手当額26,000円＋特別料金等の加算額61,320円
＝87,320円

(答) 4月の手当として支給が認められる額
 =通常の手当額+実際に利用した金額
 =26,000円+45,260円 =71,260円

6月の報告で4月分の特別料金等の加算額の修正額45,260円を総務事務システムに入力することにより、返納額16,060円(61,320円-45,260円)が6月分の手当額から控除されることとなる。

5 6箇月定期券の通用期間中に、通勤経路の変更等の事由により特急列車を利用しなくなった場合における返納額

- ① 1か月当たりの運賃等相当額(特急料金を除く)が86,000円以下である場合

下記のA及びBの合計額(以下「払戻金相当額」という。)を返納額とする。

A…事由発生月の末日に普通交通機関の定期券を払い戻したものととして得られる額

B…事由発生月の末日に特別急行料金の定期券を払い戻したものととして得られる額

根拠：通勤規則第15条の2第2項第1号

(注)「定期券を払い戻したものととして得られる額」は、払い戻しにかかる手数料を控除した額(実際の払戻額)とする。

- ② 1か月当たりの運賃等相当額(特急料金を除く)が86,000円を超える場合

ア 後記イ以外の場合

下記A、Bのいずれか低い額に「事由発生月の末日に特別急行料金の定期券を払い戻したものととして得られる額」を加算した額を返納額とする。

A…86,000円×(事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数)

B…「事由発生月の末日に普通交通機関の定期券を払い戻したものととして得られる額」

×「86,000円÷1か月当たりの運賃等相当額(特急料金を除く)」

イ 下記(ア)又は(イ)に該当する場合

(ア) 二以上の普通交通機関等を利用し、1か月当たりの運賃等相当額(特急料金を除く)が86,000円を超える場合

(イ) 交通機関等(交通機関及び有料道路をいう。)及び自動車等の交通用具を併用し、1か月当たりの運賃等相当額(特急料金を除く)及び交通用具の距離区分に応じて定めた支給額の合計額が86,000円を超える場合

下記C、Dのいずれか低い額に「事由発生月の末日に特別急行料金の定期券を払い戻したものととして得られる額」を加算した額を返納額とする。

C…86,000円×(事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数)

D…下記の算式により求められる額

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{その者の利用する} \\ \text{すべての普通交通} \\ \text{機関についての払} \\ \text{戻金相当額} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{下記ア・イ・ウの合計額} \\ \text{ア 最長支給単位期間における} \\ \text{普通交通機関の定期券の通} \\ \text{用期間の始期が事由発生月} \\ \text{の翌月以後であるものの価額} \\ \text{イ 回数券} \times 21 \text{日} \times 2 \text{回} \times \text{残月数} \\ \text{ウ 自動車等の手当額} \times \text{残月数} \end{array} \right\}$$

×86,000円÷「1か月当たりの運賃等相当額(特急料金を除く)及び交通用具の距離区分に応じて定めた支給額の合計額」

根拠：通勤規則第15条の2第2項第2号

(注)「定期券を払い戻したものとして得られる額」は、払い戻しにかかる手数料を控除した額（実際の払戻額）とする。

第6 支給方法

1 支給の始期及び終期

(1) 始 期

①支給の始期は、第2の「届出」によってその事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から開始する。

②第2の届出が事実の生じた日から15日を経過してなされた場合には、①とは異なりその届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給開始する（支給額が減額となる改定の場合には、適用なし）。

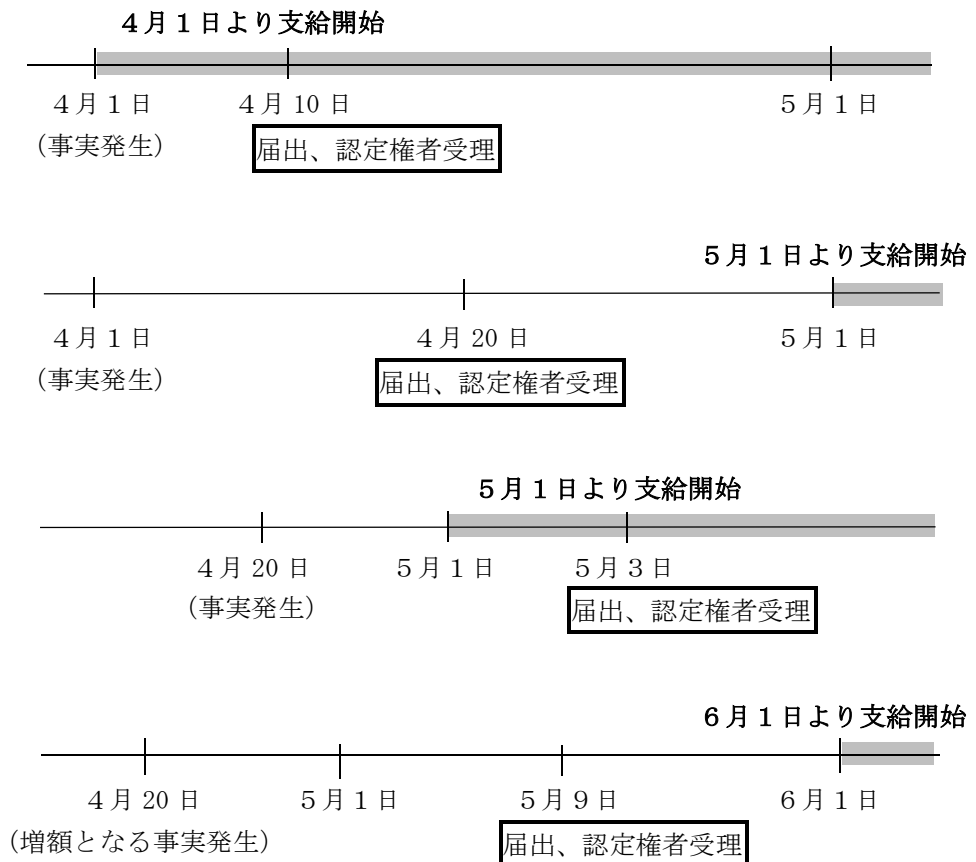
(注) 15日の起算については、扶養手当の項に同じ。

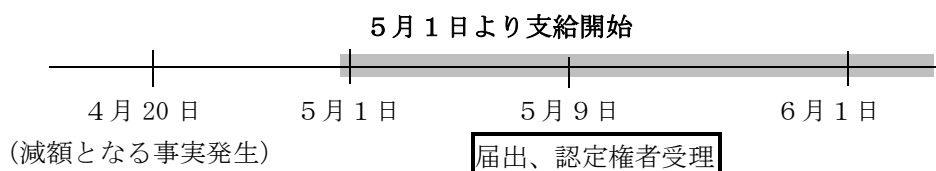
(2) 終 期

手当を支給されている職員が支給要件を欠くに至った場合（離職、死亡を含む。）は、その日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。

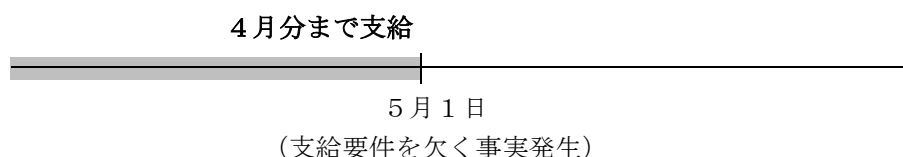
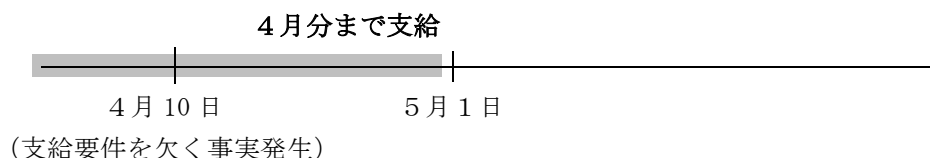
根拠：通勤規則第15条

〔例〕(始 期)





〔例〕（終 期）



(3) 異動における始期のとらえ方

- ① 1日付の異動において、条例第13条の6第1項の職員が勤務公署を異にした場合であって、当該異動後においてもなお同項の職員である場合で、発令日から15日以内に届出があった場合に限り、発令日をもって事実の生じた日とみなし、発令日の属する月から手当の支給を開始することができる。
- ② 1日付の異動（採用を含む。）において新たに条例第13条の6第1項の職員たる要件を具備した職員（異動前に手当の支給がない）は、その発令日から起算して7日（7日目が週休日又は休日である場合には、その翌日）以内に要件を満たした場合で、発令日から15日以内に届出のあった場合に限り、発令日をもって事実の生じた日とみなし、発令日の属する月から手当の支給を開始することができる。

2 そ の 他

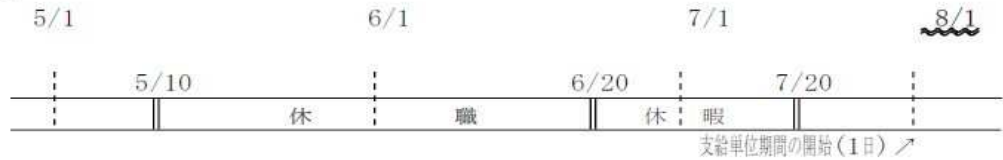
(1) 月の途中で休職等になった場合の取扱い

月の途中で、休職若しくは停職にされ、又は専従の許可若しくは育児休業の承認を受けた場合や、外国や公益法人への派遣を命ぜられ赴任した場合、又は大学院修学休業、自己啓発休業若しくは配偶者同行休業をした場合に該当する職員が、その後復帰したとき（これらの休職等の期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）は、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から通勤手当を支給する。

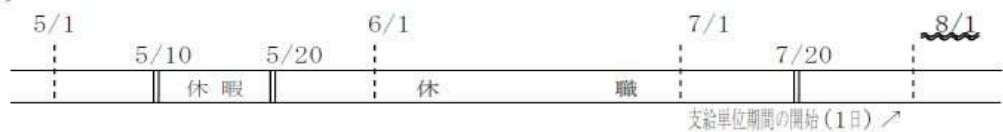
〔例 1〕



〔例 2〕



〔例 3〕

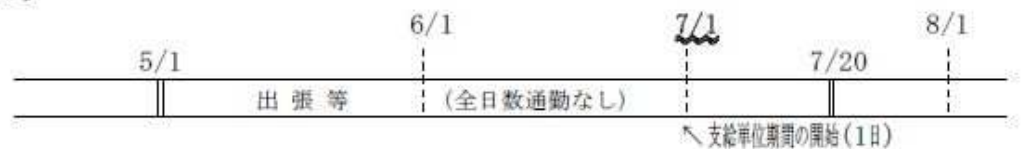


根拠：通勤規則第 15 条の 4 第 2 項

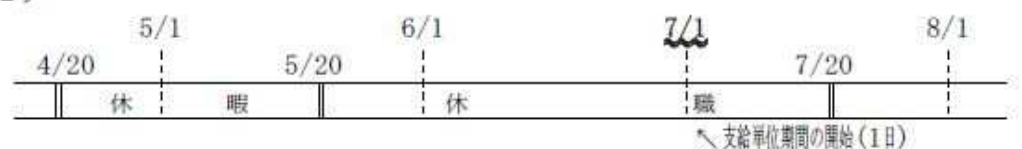
(2) 月の初日から末日まで通勤しなかった場合の取扱い

通勤手当を支給されている職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しないこととなった場合で、その後通勤を再開したときは、その事実が生じた日の属する月から通勤手当を支給する。

〔例 1〕



〔例 2〕



※休職を開始した日は月の中途であるが、休暇の期間があり、結果として 5 月は全日通勤していないため、(1)〔例 3〕と異なる取扱いとなる。

(月の初日から末日までの間において、休暇に引き続いて休職、育児休業、派遣等となり、月の全日数にわたって通勤しないこととなる場合の、休職等の取扱いは、「その他の事由」に含まれる。)

根拠：通勤規則第 15 条の 4 第 3 項